

税関関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に
関する省令要旨

1．申請等の指定

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（以下「情報通信技術
利用法」という。）第3条第1項及び税関関係法令の規定により電子情報処理組
織を使用して行わせることができる申請等は、別表に掲げる申請等とする。

（第3条、別表関係）

2．電子情報処理組織による申請等

(1) 電子情報処理組織を使用して申請等を行おうとする者の届出事項並びに税
関長の通知及び交付事項を定めることとする。

(2) 電子情報処理組織を使用して申請等を行おうとする者の入力事項等を定め
ることとする。 （第4条関係）

3．通関業者による申請等

(1) 通関業者が電子情報処理組織を使用して通関業法第14条の規定による審査
が必要となる申請等を行おうとする場合の届出等について所要の事項を定め
ることとする。 （第5条関係）

(2) 通関業法第14条に規定する記名押印の代替措置は、当該記名押印を行うべ
き通関士の識別符号及び暗証符号の入力とする。 （第6条関係）

4．処分通知等の指定

情報通信技術利用法第4条第1項及び税関関係法令の規定により電子情報処理
組織を使用して行うことができる処分通知等は、別表に掲げる申請等に対する諾
否の応答とする。 （第7条、別表関係）

5．この省令は、平成15年3月10日から施行することとする。ただし、2．(1)
及び3．(1)の規定は、公布の日から施行することとする。